工事実施フロー

工事発注時

入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日設定工事である旨を記載する。

↓

工事契約後

契約後、受注者は月単位の 週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿等を工事監督員へ提出する。

※受注者が月単位の週休 2 日による施工を希望する場合

↓

施工計画書提出時

受注者は週休2日の計画工程表（任意様式）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

↓

工事施工中

・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取り や、 受注者からの関係書類の提示により確認を行う。
・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等 、 受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。
・受注者は、現場の閉所状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、現場の閉所状況を工事監督員に報告する。
・工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の閉所状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更（ 現場閉所率が 月単位の週休 2 日 に 満たない 場合 ）により、 工事別 に 以下の経費 の 補正 を行う 。
【工事の補正対象経費】
土木工事：労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費
建築工事：労務費

施工計画書提出時

受注者は週休2日の計画工程表（任意様式）を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出する。
工事監督員は計画工程表の休日取得計画の妥当性を確認する。

↓

工事施工中

①通期の週休 2 日による施工を確認する。

②通期の週休 2 日による施工が確認できない場合、理由を協議簿で提出する。

現場の閉所状況に応じた経費の補正を行い設計変更する。